

第3章 [目指すまちの姿3]

支え合って共に生きる 平和のまち・糸満市

（交通安全・防犯・救急・防災・平和・共生）

- 政策1 日常的な安全をつくる
- 政策2 緊急事態に備える
- 政策3 支え合う地域で安心を生む
- 政策4 平和を希求し未来へ発信する
- 政策5 多様性を認め合う社会をつくる

政策 1 日常的な安全をつくる



1. 政策の方針

交通安全の推進のため、交通安全施設整備の充実を図るとともに事故の起きにくい環境整備、関係機関の連携・強化などに取り組みます。また市民の協力も得て、道路管理の充実を図ります。

日々の安心のため、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る取り組みや、夜間の安全性向上などを推進します。

不発弾対策については、国に本質的解決責任があるとの基本的立場を取りながら、国、県と協力して取り組みを続け、公共・民間の工事等における磁気探査をこれまで以上に推進します。

2. 現状・課題

市内の交通事故の発生件数は減少傾向ですが、引き続き、より安全で利用しやすい道路環境となるよう、見やすく分かりやすい標識や路面標示の整備など、充実させることが必要です。

通学路の安全確保は重要ですが、歩道の整備などには時間がかかっているのが現状です。市の管理する道路は市内全域に広がっており、行政だけでは管理が追いつかないことから、管理を充実させるには道路美化ボランティア活動を拡充していく工夫が必要です。



交通安全運動出発式

防犯については、糸満署管内の件数は平成 23（2011）年をピークに減少傾向ではありますが、引き続き地域と協力しながら安心して暮らせる環境づくりに取り組む必要があります。

沖縄の地は、先の大戦において激しい爆撃を受けたことに加えて熾烈な地上戦の場となり、今なお約 2 千トンの不発弾が埋没しているといわれています。平成 21（2009）年に発生した糸満市小波蔵の不発弾事故を教訓に、磁気探査事業を強化していますが、住宅建築工事等では要望が少ないため、利用を増加させる取り組みが必要です。また不発弾発見時や処理時には市民の協力が重要であり、周知が課題です。

3. 指標

指標名	実績値 (H30 年度)	目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
住宅等開発磁気探査 [件]	12	50	100
交通事故の発生件数 [件]	127	60	40
身近な犯罪（※1）の発生件数 [件]	209	180	150

（※1）身近な犯罪…空き巣、忍び込み、盗難など、誰もが被害者となりえる犯罪のこと。

4. 施策の展開

（１）交通安全の充実

交通事故をなくし安心して利用できるよう、道路環境の充実と良好な維持管理を図ります。

- 交通安全に配慮した道路の整備（見通しのよい道路環境整備の推進、道路環境のバリアフリー化の推進、歩道や自転車道の設置推進、通学路や未就学児の散歩道の安全点検の実施など）
- 交通安全施設の充実（カーブミラー・信号機・横断歩道などの交通安全施設の整備・関係機関への要請、ユニバーサルデザイン化、通行障害物（看板・樹木等）の管理指導の促進、通学路や未就学児の散歩道の安全点検の実施（ガードレール、横断歩道などの設置・要請）など）
- 道路ボランティア活動の拡充（苗木等の提供、草刈り機等の清掃道具の貸し出しなど）

（２）防犯への取り組みの強化

地域と協力しながら、犯罪や危険を減らし安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

- 防犯対策の強化（地域安全マップ作成の支援、防犯パトロールの実施、子ども110番の家の設置拡大、防犯に関する相談受付、有害図書等の排除など）
- 防犯設備の充実（防犯灯・保安灯の整備、一戸一灯運動の推進など）

（３）不発弾対策の推進

不発弾処理を確実に実施するとともに、磁気探査事業のより使いやすい仕組みを整えます。

- 不発弾処理体制の充実（国や県とのネットワーク構築・情報連携強化、市民の安全確保、関係機関との調整による処理期間の短縮化など）
- 不発弾情報の収集と公表（市ホームページや広報を活用した市民への情報提供の徹底など）
- 民間事業者の磁気探査活用の促進（活用しやすくするよう関係機関との調整や周知など）



不発弾処理

5. 個別計画等

◇ 糸満市農村振興基本計画

◇ 糸満市地域福祉計画・糸満市地域福祉活動計画

◇ 糸満市障がい者計画

◇ 糸満市地域防災計画

政策 2

緊急事態に備える



1. 政策の方針

緊急時の対応について、消防・救急体制の強化が必要です。消防広域化の検討を引き続き進めるとともに、人員の適正配置および医療機関との連携強化を図り、1秒でも早い現場到着と高度な救急医療が受けられる体制を作ります。また、消防・救急活動を支える環境の充実のため、防災拠点施設や設備の整備、多様な事故・災害に対応する車両の配備などを進めます。

また、緊急時に即時対応できる柔軟な組織体制を構築するなど、いかなる災害をも乗り切る「強さ」と「しなやかさ」を持ったまちづくりに取り組みます。

2. 現状・課題

市内では例年、台風災害や集中豪雨による冠水・浸水被害、土砂災害等の実災害が各所で発生しています。また全国で大規模な自然災害が顕著になる中、本市においても、沖縄近海での地震等、大規模な自然災害を想定した訓練と防災力の強化が求められているところです。

また救急体制では、医療機関との連携システムや人員配置により高度な救急医療を現場投入できる仕組みづくりや、救急車の現場到着時間の短縮が望まれます。

消防力の強化には、消防職団員や設備の充実、各種災害に対応する車両の整備も含め、体制の増強が必要です。

令和2（2020）年に新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大した際、本市では現行の組織体制で対応しましたが、今後は緊急事態にも対応できる組織のあり方の検討や災害時行動計画等の見直しが必要です。



津波対策としての
海拔表示

3. 指標

指標名	実績値 (H30 年度)	目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
指定緊急避難場所等の確保 [箇所]	40	50	60
指導救急救命士の養成 [人]	1	4	5
消防団員数 [人]	46	55	60

4. 施策の展開

（１）消防・救急体制の充実

市民の命と財産を守るため、ソフト・ハード両面から消防・救急体制の充実を図ります。

- ・ 消防力の強化（消防広域化の推進、消防職団員の増員、分署の設置など）
- ・ 救急体制の充実（医療機関との連携、救急資器材の充実、救急隊員・指導救命士の資質向上、庁内体制の確立・効果的運用など）
- ・ 消防および救急のための施設・設備の充実（消防施設・設備・車両などの更新および未整備車両の配備、各種消防資器材の充実など）



消防車両

（２）防災力の強化

いざというときに備え、災害に強いまちづくりを積極的に進めます。

- ・ 災害に強いまちづくりの推進（緊急時の人員確保、県や他市町村との相互連携協力体制の確立、市災害対策関連各種計画の策定など）
- ・ 防災情報伝達の推進（全国瞬時警報システムや防災行政無線等といった防災情報伝達手段の確保、自治会等との連携など）
- ・ 災害が予想される地域での防災対策（防災訓練、避難所の確保・周知および避難誘導標識等の整備、災害発生および予測地域の調査把握と対策の検討など）



女性防火クラブの炊き出し

（３）緊急事態等における柔軟な組織の構築

緊急時にも柔軟に機能する組織や体制を整えます。

- ・ 緊急時に備える仕組みの構築（国土強靱化地域計画の策定と実施、災害時の業務・事務の見直し体制の構築、緊急時の業務形態・勤務体制の変動制の確立、学校における危機管理マニュアルや防災マニュアルの活用、感染症対策、災害ボランティアセンターの設置など）
- ・ 緊急時の柔軟な対応の促進（車両・人員の確保、資器材確保、救急消耗品備蓄の確保、一次避難など市内体育施設等の緊急時活用の促進など）

5. 個別計画等

- ◇ 糸満市国土強靱化地域計画
- ◇ 各種災害時行動計画
- ◇ 糸満市業務継続計画
- ◇ 糸満市地域防災計画

- ◇ 糸満市新型インフルエンザ等対策行動計画

政策 3

支え合う地域で安心を生む



1. 政策の方針

身近な生活環境を安心なものにするため、交通安全や防犯に関する市民の意識啓発や活動を支援し、相談業務事業の充実を図ります。

市民の生命を守るため、自主防災組織の結成支援や地域防災リーダー（防災士）の育成を行うとともに、地域の防災訓練、避難経路の確保や要配慮者の支援体制の構築など、地域で支え合う取り組みを推進します。

また、市民一人ひとりが災害時に命を守る行動がとれるよう、地震津波被害対策、感染症対策等の啓発や、防災教育および防災訓練の充実等のソフト対策を推進します。

2. 現状・課題

事件事故、トラブルを避け、市民がより安心して暮らしていくためには、交通安全や防犯に関する意識の向上、特に交通三悪と飲酒に絡む事故を減らすことと、暮らしや法律などを扱う相談業務の充実が必要です。

また、本市では海に近い低地に人口が集中しており、高齢者の割合も増加していることから、大規模な地震津波災害発生時における被害の拡大が懸念されます。

地域の防災力を高めるには自主防災組織の活動が有効ですが、令和 2（2020）年度時点で市内 10 箇所、結成率 14%と低い状況にあります。結成に至らない背景には、市民の防災意識の温度差や担い手不足などが考えられます。一人ひとりの防災意識向上とともに、防災講話や防災訓練を通して地域ぐるみで防災対策を進めることの重要性を知ってもらう取り組みが肝要です。

また、市民の救急力の高さが災害発生初期の被災者救護に力を発揮することから、これまでも消防本部で普通救命講習などを実施してきましたが、より市民に拡充するためにその役割を一部市民に分担してもらう取り組みが求められます。

令和 2 年（2020）度に深刻な被害を生んだ新型コロナウイルス感染症に対しても、市民の行動が感染拡大防止に役立ったとみられており、正しい知識の普及が重要です。



3. 指標

指標名	実績値 (H30 年度)	目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
地域防災リーダーの育成 [人]	19	80	100
自主防災組織の結成 [組織]	8	17	22
消防法違反対象物立入検査 [件]	—	20	30
普通救命講習会の開講 [人]	187	220	250

4. 施策の展開

（１）安全安心にむけた心構えの普及

安全安心な暮らしを守るため、市民の意識向上や地域防災力の強化を図ります。

- 交通安全思想の普及（交通安全運動、交通安全指導教室の実施、広告物や駐車等による障害物のない歩道の確保など市民の意識啓発の実施、関係機関と連携した交通被害者の救済、飲酒運転を含む交通三悪や路上寝の根絶・免許自主返納者へのサポート・高齢運転者標識（四つ葉マーク）の啓発、通学路や未就学児の散歩道の安全点検の実施（街頭指導）など）
- 防犯思想の普及（地域全体で防犯に取り組む意識の普及・啓発、青少年の健全育成活動の促進、学校等における危機管理マニュアルの策定、通学路や未就学児の散歩道の安全点検の実施（建物・路上の死角などの解消にむけた地域との連携）など）
- 市民の消防・救急力の強化（消防団・自主防災組織との連携、救命講習会の開催、応急手当普及員の養成、住宅用火災警報器設置の促進、不特定多数の人が利用する建物（所有者・管理者）への防火意識向上の促進（立入検査等）など）
- 市民防災力の強化、備える意識の向上（自主防災組織の結成支援、地域防災リーダーの育成、地域における防災訓練の実施、避難経路の確保、要配慮者・要支援者の支援体制の構築、福祉避難所の確保、市内施設での定期訓練の実施、咳エチケット・手洗いの励行やマスク着用など感染症の予防対策および感染拡大防止対策など）



水難救助訓練

（２）安全安心にむけた仕組みの構築

さまざまなレベルでの組織化を進め、支え合いのネットワークを強化します。

- 支え合う地域社会の構築（地域コミュニティ内での要配慮者の把握、行政・地域による通学路の安全点検、地域・職場・学校および警察等の関係機関と連携した地域ネットワークの充実など）
- 災害時・緊急時に対応するネットワークの構築（消防、警察、自衛隊等との連携強化、関連事業者との災害時応援協定の締結など）
- 消費生活相談や無料法律相談の充実（相談員の配置、弁護士・司法書士相談、行政相談、合同行政相談会の実施など）



自主防災会



地域防災イベント

5. 個別計画等

- ◇ 糸満市地域防災計画

政策 4

平和を希求し未来へ発信する



1. 政策の方針

戦争遺構の持つ歴史的教育的価値や糸満市史における重要性を踏まえ、現状における安全性を考慮しつつ調査研究・保存・活用を進めるとともに、平和教育等を推進していきます。また糸満市平和祈念祭をはじめ、平和の尊さを内外に発信する事業を展開します。

世界恒久平和を願い、「糸満市平和都市宣言」の理念の実現に引き続き取り組みます。

2. 現状・課題

本市は先の大戦における沖縄戦終焉の地であることから、市内には多くの慰霊碑が建立されています。また、市内一帯に広がる避難壕や戦争で被害を受けた構造物はかつての時代を物語る戦争遺構であり、後世に正しく伝えることで歴史の教材になるものと考えられ、戦跡や慰霊碑は平和の尊さを実感できる学習の場となっています。

現在、本市に点在する壕（ガマ）等で安全性の保たれた 10 箇所に概要説明板を設置し、平和学習等に活用されています。

沖縄戦における実相を後世に伝えていくためには、市内にある戦争遺跡・遺構の保全整備が必要ですが、一部では周辺集落の生活環境への影響やガマの落盤の危険性等が懸念されています。

戦後 75 年が経ち、戦争の体験者が高齢となり年々減少し、戦争体験を伝えることが難しくなっているのが現状です。そのため本市では平成 24（2012）年から中高校生を中心に平和ガイド育成事業を実施しています。今後の取り組みに対する計画を検討し、平和の継承ができる仕組みを関係団体等と連携し構築していくことが重要です。

平和の発信については、糸満市平和祈念祭を毎年開催し、平和に関する朗読会や平和の礎拭き清め等を実施しています。今後は関係機関とも連携しながら多くの方々が参加できるように創意工夫を行い、平和の尊さを実感できるよう発信していく必要があります。



糸満市平和祈念祭

3. 指標

指標名	実績値 (H30 年度)	目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
糸満市平和祈念祭参加者数 [人/年]	220	500	600
糸満市平和ガイド人数 [人]	103	150	200

4. 施策の展開

（１）平和を語り継ぐ仕組みの充実

戦争体験の証言を語る人々が年々少なくなる中、正しい歴史を後世に語り継ぎます。

- 平和情報ネットワーク体制の発展（県や他市町村および関係機関とのネットワークをいかした事業の展開、情報共有の強化など）
- 平和を語り継ぐ取り組みの推進（糸満市平和推進事業実施計画等の策定、学校における平和教育の実施、平和ガイドの育成および活用の促進、戦時記録（記録映像等）の活用促進など）



平和ガイド育成活動

（２）平和の発信

戦争の悲惨さと平和の尊さなど、歴史を正しく継承させるために平和都市宣言の理念に基づき平和行政を推進します。

- 平和の発信（市ホームページ等による平和メッセージの発信、平和祈念祭など市の取り組みの周知強化やいとまん平和トリムマラソン開会式での「平和都市宣言文」の朗読など）
- 慰霊祭への参加協力（沖縄全戦没者追悼式および各慰霊碑の慰霊祭などへの参加など）



平和祈念祭

（３）戦争遺構等の保全・活用

悲惨な戦争の教訓を後世に伝える「物言わぬ語り部」の役割が重要となることから戦争遺構等の保全・活用を推進します。

- 平和に関わる資源の保全と活用（戦争遺跡・遺構の保全および文化財調査の検討、戦跡等を活用した平和学習や交流の推進、戦争遺構概要説明板設置など）



戦争遺構(ガマ)の解説

5. 個別計画等

- ◇ 糸満市平和推進事業実施計画（策定予定） ◇ 糸満市戦争遺構保全・活用整備事業（基本計画）

政策 5

多様性を認め合う社会をつくる



1. 政策の方針

社会の制度、慣習に根強く残る固定的な男女の役割分担の是正、人権の尊重や男女共同参画社会にむけた意識づくりや共生社会の実現に取り組みます。

姉妹都市、友好都市との交流も引き続き行い、市民レベルでの交流の拡充・創出を図ります。

また、日常から多様な知識に慣れ親しみ、国内はもとより国外など幅広い視野での交流を広げるため、平和も含め多言語による情報提供を進めます。

2. 現状・課題

人権については、市民の人権意識を高め、一人ひとりがお互いを認め合い、大切にできる社会づくりが求められるとともに、少子高齢化や国際化などの社会経済情勢の急激な変化に対応した社会を築くため、全ての人が多様な生き方を受け入れられる地域づくりを進める必要があります。

平成 22（2010）年に糸満市男女共同参画社会推進条例が施行され、行政、市民、事業者、学校、教育関係者が一体となり男女共同参画社会の実現を推進するため、糸満市男女共同参画計画「いちまん VIVO プラン」に基づいた取り組みを進めています。また、生き方や働き方の多様性の認識が高まり、外国人を含めた市への移住ニーズが増加傾向にあるため、行政、市民ともに受け入れの認識共有を図る必要があります。

国内外の多様な交流については、幅広い視野で各種関係機関とも連携しながら交流を図るとともに、多言語による情報の提供も重要です。姉妹都市、友好都市の交流についても行政のみならず、市民交流や事業者等の交流も拡充し支援しながら、さらなる交流の和を広げていく必要があります。



男女共同参画
シンボルマーク

3. 指標

指標名	実績値 (H30 年度)	目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
市審議会等女性登用率 [%]	26	30	35
市職員女性管理職登用率 [%]	18	25	30
姉妹都市・友好都市との交流事業 [回/年]	11	15	20

4. 施策の展開

（１）共生社会の推進

多様な生き方を認め合う社会形成のため、男女参画社会の推進に努めます。

- 多様性への理解促進（講座開催等による LGBTQ（※1）を含めた多様性に関する市民理解の促進、家庭・地域・職場などにおける人権教育の推進、相談受付の充実など）
- 共同参画にむけた環境の充実（ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場づくりの促進、多様な人が活躍できる労働・生活環境の充実支援、学校等における道徳教育・人権教育の推進、市審議会等および民間を含む管理職における女性割合の向上など）
- 女性の地域・社会活動における支援（糸満市女性団体連絡協議会との連携による構成団体の活動支援など）
- 移住の受け入れ体制の整備（関係課、各種団体による連絡会の開催など）
- 子育て支援におけるパートナー（夫）の参加と育休取得の推進（市民への啓発活動など）



糸満市女性団体連絡協議会

（※1）LGBTQ...セクシュアルマイノリティの総称のひとつで、レズビアン（L）、ゲイ（G）、バイセクシュアル（B）、トランスジェンダー（T）、クエスチョニング/クィア（Q）の頭文字をとったもの。多様なセクシュアルがあることを表す言葉。

（２）国内外の多様な交流の推進

国際交流や異文化交流等の推進を図ります。

- 交流の場づくり（姉妹都市・友好都市との交流促進、戦跡等を活用した平和学習や交流の推進、民泊なども含め各種施設の交流の場としての積極的活用、国際交流の推進、芸能交流・経済交流機会の充実など）
- 交流の基盤づくり（英語指導助手（AET）を活用した国際理解・文化多様性への理解促進、通訳ボランティアの養成、通訳サポート体制の構築、市内在住外国人をいかした各種講座等の推進、地域の国際化の推進、関係機関との連携強化、市ホームページや広報誌での交流情報発信の強化、市民活動支援センターを軸にした交流の促進、多言語対応の推進など）



友好都市厚木市との中学生サッカー交流



世界のいちまんちゅ大会

5. 個別計画等

◇ 糸満市男女共同参画計画（いちまんV I V Oプラン）

目指すまちの姿3「支え合って共に生きる平和のまち・糸満市」

糸満市 SDGs のゴール（目標）

平和を発信し続けるとともに、暴力や虐待、差別のない社会にむけた取り組みが充実しています。

女性の社会参画やジェンダー平等が進み、多様性が尊重されています。

事故や災害が減るとともに、大きな災害に対する備えや市民の命を守る体制も向上しています。

政策 1	政策 2	政策 3	政策 4	政策 5
    	   	      	 	   